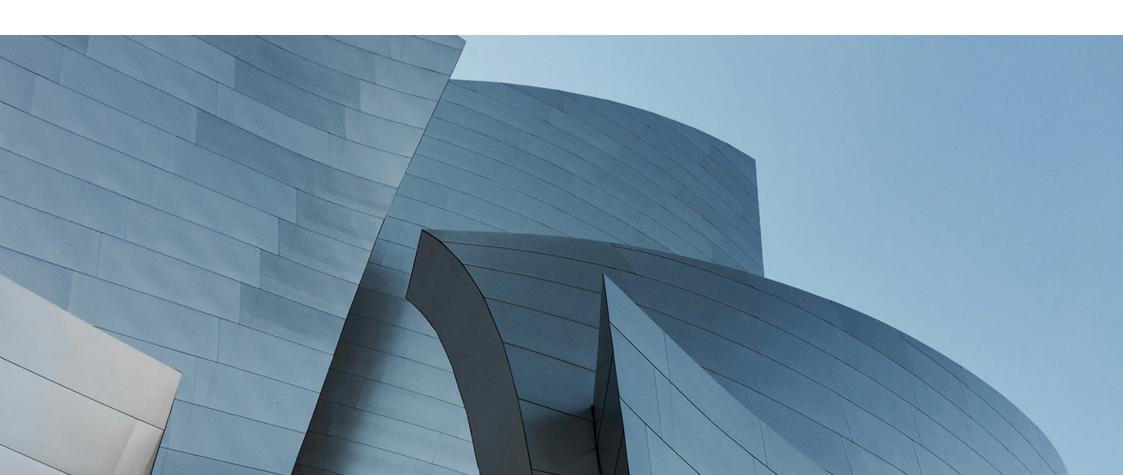


2022年7月

第3次アジェンダ協議

フィードバック・ステートメント

国際会計基準審議会



フィードバック・ステートメント

目 次

	開始ページ
背景	3
フィードバックに対しての IASB の対応の要約	4
2022 年から 2026 年の IASB の活動の戦略的方向性及びバランス	6
潜在的なプロジェクトの優先順位を評価するための規準	21
2022 年から 2026 年の IASB の作業計画に追加すべき新たなプロジェクト	23
現在の作業計画についてのコメント	34
その他のフィードバック	36
付。録	42
重要情報	49

背 黒

IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」 (「ハンドブック」)1は、国際会計基準審議会(IASB) が活動及び作業計画についての公開協議を5年ごと に行うことを要求している(アジェンダ協議)。第3 次アジェンダ協議の目的は、次のことについて意見 を集めることであった。

- IASB の活動の戦略的方向性及びバランス
- 作業計画に追加することが考えられる財務報 告上の論点の優先順位を評価するための規準 (潜在的プロジェクトの優先順位の評価規準)
- IASB の作業計画において優先順位を与えるこ とが考えられる新たな財務報告上の論点(潜在 的プロジェクト)

2021 年 3 月に、IASB は情報要請 「第 3 次アジェ ンダ協議」(情報要請)を公表した。

このフィードバック・ステートメントは、IASB の 第3次アジェンダ協議の概要を示し、そこからのフ ィードバックを要約している。この文書は当該フィ

ードバックに対しての IASB の対応も示している。

公開協議

- IASB の情報要請は、2021 年 3 月に、2021 年 9 月に終了した 180 日のコメント期間で公表された。
- 合計で、IASB はすべての地域にわたる広範囲の利害関係者から 124 通のコメントレターとオンライン・ アンケートに対する37件の回答を受け取った。
- 財務諸表利用者(利用者)は、16 通のコメントレターを提出し、そのうち 7 名が IASB のオンライン・ アンケートに回答した。
- IASB のメンバー及びスタッフは、約 90 の法域からの利害関係者との 74 件のアウトリーチ・イベント (利用者との26件のアウトリーチ・イベントを含む)に参加した。
- 2021 年 11 月から 2022 年 4 月に、IASB はフィードバックを検討し、2022 年から 2026 年についての 優先事項を設定した。

¹ IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」参照

フィードバックに対しての IASB の対応の要約

IASB の活動の戦略的方向性及びバランス

IASB は主要な活動についての現在の焦点レベルをおおむね変更しないことを決定したが、下記についての現在の焦点レベルを少しだけ増大させることを決定した。

- デジタル財務報告
- IFRS 会計基準 (会計基準) の理解可能性及び アクセスのしやすさ (これらは会計基準の一貫 した適用を間接的に支援することとなる)

その結果、IASB は新たな会計基準書及び会計基準 の大規模修正についての現在の焦点レベルを少しだ け減少させることも決定した。

潜在的プロジェクトの優先度の評価規準

潜在的プロジェクトの優先順位について決定するに あたり、IASB は情報要請において評価規準のリストを使用した(21ページ参照)。

IASB の作業計画

利害関係者は IASB に、IASB は新たなプロジェクトを開始する前に、すでに進行しているプロジェクトを進めるべきであるという強いメッセージを送った(付録 D 参照)。このフィードバックに合わせて、IASB は現在の作業計画にあるプロジェクトについての作業を継続することを決定した。

利害関係者の対応能力及び IASB 自身の対応能力を 考慮して、IASB は次のように決定した。

- 2022 年から 2026 年についてのリサーチ・プロジェクト・パイプラインに、これら 2 つのプロジェクトを追加する。
 - 無形資産 このプロジェクトは、IAS 第 38号「無形資産」を包括的にレビューする ことになる。
 - ー キャッシュ・フロー計算書及び関連事項 ー 初期的な作業の一部として、IASB は、本プロジェクトは IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」を包括的にレビューすることを目指すべきか、より的を絞った改善を行うことを目指すべきかを検討することになる。
- 財務諸表における気候関連のリスクについてのプロジェクトを維持管理プロジェクト・パイプラインに追加する。本プロジェクトは、このトピックに関してコメント提出者に指摘された会計事項を検討し、会計基準の狭い範囲の修正が必要かどうかを決定する。

フィードバックに対しての IASB の対応の要約 (続き)

IASB はまず、すでに進行中の作業(緊急を要する作 業があればそれも)に焦点を当てる。これは、IASB は新たなプロジェクトを直ちに大きく進めることは しないことを意味する。

IASB は、追加的な対応能力が利用可能となる場合 に作業計画に追加し得るプロジェクトの予備リスト を作成することも決定した(24ページ参照)。

予備的リストは2つのプロジェクトで構成される。

- 事業セグメント(31ページ)
- 排出物価格設定メカニズム(31-32ページ)

付録 A は、2022 年から 2026 年の IASB の作業計画 に追加すべき新たなプロジェクトについての IASB の決定を説明している。

IASB と ISSB の作業のつながり

2021 年 11 月 3 日に、IFRS 財団評議員会(評議員 会) は新しい基準設定審議会である国際サステナビ リティ基準審議会(ISSB)の創設を発表した。

IASB は会計基準を設定し、ISSB は IFRS サステナ ビリティ開示基準 (サステナビリティ開示基準) を 設定する。会計基準は、企業が財務諸表をどのよう に作成するのかを示す。サステナビリティ開示基準 は、企業が企業価値を創造する上で助け又は妨げと なる可能性のあるサステナビリティ関連のリスク及 び機会を企業がどのように開示するのかを記述する。 この2つの基準セット(IFRS 基準)は、投資者に 情報ニーズを満たすためのつなげられた財務報告パ ッケージを提供することを意図している 2。

情報要請は ISSB の創設前に公表されたため、IASB は ISSB の創設が IASB の作業にどのように影響を 与えるのかを議論していなかった。しかし、2022年 から2026年の優先度に関する決定を行うにあたり、 IASB は ISSB との協力の可能性がある領域を識別 した。両者が要求する IFRS 基準及び報告が補完的 となるようにするのに役立てるためである。IASB は、IASBの既存の活動とともに、そうした ISSB と の協力を支援するために若干のリソースが必要とな ると決定した(36-37ページ及び付録 B 参照)。

各国の基準設定主体との協調

IASB は各国の基準設定主体が提供する支援から便 益を受けており、こうした関係を深め拡大すること を図る。IASBは、各国の基準設定主体とのパートナ ーシップの強化は次のことに焦点を当てるべきであ ると考えている。

- IASB の作業の品質を引き続き支えること(例 えば、フィードバック及び利害関係者との対話 を誦じて)
- IASB の基準設定を促進すること (例えば、あ るプロジェクトのリサーチ・フェーズの間に)

語は、財務諸表の主要な利用者を指しており、これは「財務報 告に関する概念フレームワーク」(「概念フレームワーク」)にお いて、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者とし

て定義されている。

² 情報要請及びこの文書の全体を通じて、「企業 (companies)」 という用語は、財務諸表を IFRS 会計基準又は IFRS for SMEs 会計基準に準拠して作成する企業を指すが、「投資者」という用

● 2022 年から 2026 年の IASB の活動の戦略的方向性及びバランス

背 景

今回のアジェンダ協議の目的の1つは、IASB の活動の戦略的方向性及びバランスに対しての利害関係者の意見を集めることであった。利害関係者がフィードバックを提供するのに役立てるため、情報要請は IASB の6 つの主要な活動のそれぞれの概要とそれぞれの活動に対しての現在の焦点レベルを示していた。主要な活動とは次のものである。

- 新たな会計基準書を設定し、会計基準の大規模修正を行うこと
- 会計基準を維持管理し、会計基準の一貫した適用を支援すること
- IFRS for SMEs 会計基準を開発し維持管理すること
- デジタル財務報告を支援すること
- 会計基準が理解可能でアクセスしやすいことを確保すること
- 利害関係者と対話すること

情報要請は、IASB が各活動の中でさらに何を行う余地があるのかの例を示していた3。

コメント提出者への質問

IASBは利害関係者に次のことを質問した。

- IASB は、主要な各活動について、現在の焦点レベルを増大、不変、減少のいずれとすべきか。IASB はまた、主要な各活動の中で増大又は減少させるべき作業の種類を明示することも利害関係者に求めた。
- IASB は、作業の範囲内で他の活動に取り組むべきか ⁴。

IASB はこの質問に対してのフィードバックについて 2021 年 11 月の会議で 議論した(当該会議についての アジェンダ・ペーパー参照)。

³ 情報要請は、評議員会が ISSB の創設を発表する前に公表されたので、IASB は ISSB の創設が IASB の作業にどのように影響を与えるのかについて議論していなかった。

⁴ コメントした回答者は、IASBの6つの主要な活動は十分かつ適切であると述べ、追加的な活動を提案しなかった。したがって、IASBは作業の範囲内で新たな活動を開始しないと決定した。

1. 新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正

何に関することなのか

この活動の中で、IASB は次のことを行っている。

- 新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正をリサーチ及び基準設定のプロジェクトを通じて開発している。
- 新たな会計基準書及び大規模修正の適用後レビュー(PIRs)を実施している。

現在の焦点レベル: 40-45% 5

フィードバック

多数のコメント提出者は、IASB は新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正に対する現在の焦点レベルを減少させるべきであると述べた。彼らの見解は、次 のような理由からである。

- 利害関係者は、専門性を高めること及び新たな主要な会計基準の適切な適用のための十分な時間を作ることのために、比較的平穏な期間を必要とする。
- IASB は他の優先度の高い活動にリソースを配分する必要がある。
- たとえ IASB が現在の焦点レベルを減少させるとしても、利害関係者が識別する最も重要で緊急性のある問題に対処するための十分な対応能力を依然として 有しているはずである。
- サステナビリティ開示基準を導入し、ISSBの作業に関与することは、作成者は今後数年間 IASB と対話する能力が少なくなることを意味する。
- 会計基準は安定的なプラットフォームとなっており、会計基準が意図されたとおりに機能しているならば、即時の修正や追加のガイダンスの必要はない。

⁵ IASB の 6 つの主要な各活動についての焦点レベル(情報要請に含まれていた)は、過去3年間に主要な各活動に配分されたリソースの見積りを使用して決定した。

1. 新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正

フィードバック (続き)

多数の他のコメント提出者は、IASBは新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正に対する現在の焦点レベルを不変とすべきであると述べた。彼らの見解は、 次のような理由からである。

- IASBは、市場の進展への敏感さを保ち、発生する可能性のある緊急の問題に速やかに対応するために、現在の焦点レベルを維持する必要がある。
- IASBの現在の作業計画にあるプロジェクト、所要の適用後レビュー及びこうしたレビューから生じる基準設定活動は、新たな会計基準書及び大規模修正に すでに配分されているリソースの多くを取り上げることになる。したがって、IASBが新たなプロジェクトを作業計画に追加するための十分な対応能力を持 とうとするならば、現在の焦点レベルを不変とすべきである。
- IASB が現在の作業計画にあるプロジェクトの優先度を見直すとした場合、現在の焦点レベルを変えなければ、新たに生じる問題に対応するためのより多く の対応能力及び柔軟性を持つことができる。

極少数のコメント提出者は、IASBは新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正に対する焦点レベルを増大させるべきであると述べた。彼らの見解は、次のよ うな理由からである。

- 焦点レベルの増大は、IASBがプロジェクトをより早く完了し、発生する可能性のある緊急の問題に適時に対応することに役立つ可能性がある。
- IASBは会計基準にいくつか残っているギャップに対処すべきである。

IASB の対応

IASB は、利害関係者が IASB と対話し、IASB の提案に対して高品質のフィードバックを提供し、会計基準の変更を適用するための能力が限定的であることに 関して提起された懸念に留意した。IASB はまた、利害関係者は ISSB の提案に対してコメントし、新たなサステナビリティ開示基準を導入しサステナビリティ 報告書を作成することにリソースを配分することが必要になると予想している。したがって、IASB は新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正に対する焦点 レベルを増大させないことを決定した。

1. 新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正

IASB の対応(続き)

多数のコメント提出者がこの活動に対する焦点の減少を要望したが、IASB は新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正についての焦点レベルを大きく減少さ せないことを決定した。その理由は、

- 現在の作業計画はすでに比較的平穏な期間を提案している。現在の作業計画にあるプロジェクトが最終確定されて発効するまでには、さらに若干の期間がある。 る(会計基準書又は会計基準書の修正は、会計基準書又は会計基準書の修正の公表から通常18か月から24か月後に発効する)。
- リサーチ及び基準設定は IASB の主要な活動であり、会計基準の目的適合性を維持しようとするならば、そこにリソースの大半を引き続き投資すべきである。 IASBはこの活動に多大なリソースを引き続き割く必要がある。
 - 現在の作業計画にあるプロジェクトを完成させるため
 - 一 所要の適用後レビュー及び可能性のある優先度の高い後続プロジェクトを実施するため(これらの適用後レビューからの発見事項により追加の行動が必要 とされる場合)
 - このアジェンダ協議の後に生じる可能性のある緊急を要するプロジェクトに取り組むため
 - 作業計画に新たなプロジェクトを追加するため

IASB が新たな会計基準書及び大規模修正に対する焦点レベルを減少させることを提案した利害関係者の多数は、利用可能な対応能力を考えると、IASB が取り組 むことが可能なものよりも多くのプロジェクトを IASB の作業計画に追加することも提案した。

IASB は、この活動に配分されたリソースの現在のレベル(40%から45%)は財務報告の適時の改善を提供するにはおおむね正しいと判断したが、IASBは新たな 会計基準書及び大規模修正に対する焦点を少しだけ減少させることを決定した。この少しの減少により、IASB は多数の利害関係者が識別した他の優先度の高い活 動に対する焦点を少し増大させることが可能となるであろう。

IASBは、IASBと ISSBの作業をつなげることは、作業計画に新たなプロジェクトを追加するための対応能力に影響を与えるか、又は完成により多くの時間を要 するプロジェクトを生じさせる(あるいはその両方)と考えている。ISSBの作業との連携が考えられる領域には、次のものが含まれる。

- 2 つの審議会の合同会議を必要とする可能性のある共同プロジェクト(例えば、経営者による説明)
- 2つの審議会が一貫した用語及び両立可能な要求事項を開発するために協力することを要求する可能性のあるプロジェクト(例えば、無形資産)
- 2つの審議会の内部的なプロセスを合わせること

2. 会計基準の維持管理及び一貫した適用

何に関することなのか

IFRS 解釈指針委員会(委員会)とともに、IASB は高品質のグローバル会計基準の単一セットとしての会計基準を維持管理し、一貫した適用を支援している。

現在の焦点レベル: 15%-20%

フィードバック

多数のコメント提出者は、IASBはより多くの焦点を会計基準の維持管理及び一貫した適用に当てるべきであると述べた。彼らは、この重点変更の提案について、 下記を含むさまざまな理由を示した。

- 一貫した適用に焦点を当てることで、企業間の比較可能性が改善される。
- 会計基準は十分に確立されている。したがって、IASBは新たな基準の開発ではなく公表した会計基準の維持管理に焦点を当てるべきである。
- IASBは、IASBの会計基準を採用するための準備をしている法域及び企業への支援に対する焦点を増大させるべきである。
- 幅広く国際的な影響がある新たに生じる問題に迅速に対処することに優先度を与えるべきである。
- 適用上の課題をより迅速に解決することを求める要望が高まっている。この要望は、例えば、より多くのアジェンダ決定を公表することによって満たすこと ができる。

IASB は会計基準の維持管理及び一貫した適用に対する現在の焦点レベルを増大させるべきであると述べたコメント提出者の少数は、IASB がより多くのことを行 うべき作業の種類を明示した。彼らは IASB が次のようにすることを提案した。

- 利用者、作成者、規制当局等と協力して、彼らが会計基準の一貫した適用を支援するにあたってより大きな役割を果たすのに役立てることを図る。
- より多くの教育的資料、狭い範囲の修正及び IFRIC 解釈指針を公表する。しかし、極少数のコメント提出者は、IASB が一貫した適用を支援するために使用 するツールの数に関して懸念を示し、それらのいくつかが識別された問題に対処するための最も効果的なツールであるのかどうかを疑問視した(例えば、狭 い範囲の修正は、たとえ提供される情報に対する影響が限定的であるとしても、注意が必要でありリソースを吸収すると彼らは述べた)。

2. 会計基準の維持管理及び一貫した適用

フィードバック (続き)

極少数のコメント提出者のみが、IASB はこの領域に対する焦点を減少させるべきであると提案した。これらのコメント提出者の少数は、適用指針の必要性は会計 基準についての知識が広まったので減少したと指摘した。他の人々は、この領域での追加の作業は会計基準の原則ベースの性質を損なう可能性があるという懸念 を示した。

多数の他のコメント提出者は、IASB はこの領域に対する焦点を不変とすべきであると提案した。さらに、彼らの多数は、会計基準の維持管理及び一貫した適用 は、新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正の開発と同じくらい重要であると述べた。

IASB の対応

IASBは、会計基準の維持管理及び一貫した適用に対する焦点を増大させるべきであるという見解に反対した。この活動に対する焦点を増大させることは、他の活 動(特に新たな会計基準書及び大規模修正)に利用可能なリソースを減少させることになる。

IASBと委員会は、会計基準の一貫した適用を支援するために利害関係者が会計基準についての一般的な理解を得るのを助けることと、会計基準の適用にあたって の判断の適切な使用を損なわないこととのバランスを達成することを図っている。この活動に対する焦点レベルを増大させることは、両者の作業のこうした側面 の間でのバランスを損なう可能性がある。

IASBは、維持管理及び一貫した適用に対する焦点を少なくすべきであるという見解にも反対した。IASBは今後数年で適用上の疑問点の数が減少するとは予想し ていない。近年、IASBは金融商品、収益、リース及び保険契約に関する会計基準を公表した。これらの会計基準は、IASBと委員会が(直接に又はIASBが今後 数年間に行う適用後レビューを通じてのいずれかで)考慮する必要がある可能性のある新たな適用上の疑問点を生じさせる可能性が高い。

したがって、IASB は現在の焦点レベルを不変とすることを決定したが、現在行っている活動の種類のバランスを見直す。具体的には、過去 5 年間と比較して、 IASB は移行リソース・グループや同様の活動という形での導入支援を減少させる見込みである。2022 年から 2026 年に導入される新たな会計基準書が少ないか らである。この若干の減少は、新たな会計基準書及び適用後レビューから生じる適用上の疑問点に対処するための対応能力を提供するであろう。

IASB は会計基準の維持管理及び一貫した適用に対しての現在の焦点レベルを不変とすることを決定したが、会計基準の理解可能性及びアクセスのしやすさに対 する現在の焦点レベルを少し増大させることによって、維持管理及び一貫した適用を間接的に支援することができることにも留意した。

3. IFRS for SMEs 会計基準

何に関することなのか

IASBは、諮問機関である SME 適用グループの支援を受けて、公的説明責任のない会社(SMEs)のための要求事項を設定し、教育的資料を開発している。

現在の焦点レベル: 5%

フィードバック

コメントした回答者の大多数は、IASBは IFRS for SMEs 会計基準の開発及び維持管理に対する現在の焦点レベルを不変とすべきであると述べた。

コメントした回答者の少数は、IASBは IFRS for SMEs 会計基準に対する焦点を減らすべきであると述べた。主に次の理由からである。

- 多くの法域では、公的説明責任のない会社のための国内会計基準(GAAP)が十分に開発されている。
- 現在の焦点レベルを減少させることによって、より多くのリソースが他の優先度の高い活動のために利用可能となる。

これと対照的に、少数のコメント提出者は、IASB は IFRS for SMEs 会計基準に対する焦点レベルを増大させるべきであると述べた。これらのコメント提出者の 多数は、多くの法域で IFRS for SMEs 会計基準が重要であることを指摘した。これらのコメント提出者の少数は、現在の包括的なレビューを完了するために若 干の追加の労力が必要であると述べた。

極少数の他のコメント提出者は、IASB は IFRS for SMEs 会計基準の国際的な採用を拡大するための活動に取り組むことを検討すべきであると提案した。

IASB の対応

IASB は、コメント提出者の見解は彼らの法域が IFRS for SMEs 会計基準を適用しているかどうかに影響を受けていることに留意した。IFRS for SMEs 会計基 準を適用している法域からのコメント提出者は、意外なことではないが、そうでない法域からのコメント提出者よりも、この活動に対する焦点レベルを増大させ ることを支持する可能性が高かった。

(続き)

3. IFRS for SMEs 会計基準

IASB の対応(続き)

IASBは、下記の理由で、この活動に対する現在の焦点レベルを不変とすることを決定した。

- IFRS for SMEs 会計基準は、この会計基準を適用している多くの法域にとって重要である 6。
- IFRS for SMEs 会計基準は、公的説明責任のない会社のための国内 GAAP に影響を与える。
- 公的説明責任のない会社に対する投資者のニーズは、完全版 IFRS 会計基準を適用する会社に対する投資者のニーズとは異なっている。IASB の考えでは、非 公開持分投資の増大が、公的説明責任のない会社からの高品質で比較可能な情報に対するニーズを生み出しており、包括的で運用可能な会計基準は投資者の ニーズを満たす国際的に比較可能な情報を作り出す上で有用であろう。

IASBは、現在の焦点レベルを減少させるべきであると述べたコメント提出者に反対した。減少させるとした場合、次のことを行うためのリソースが不十分となる からである。

- IFRS for SMEs 会計基準の定期的なレビューの実施 7
- 新たに生じる問題への対応
- IFRS for SMEs 会計基準の一貫した適用を支援する資料(教育的資料を含む)の公表

IASB は IFRS for SMEs 会計基準の国際的な採用の促進を求める提案を検討した。IASB は、この会計基準の国際的な採用を促進するとしたならば、追加のリソ ースを配分することが必要となり、他の活動に対する焦点を減少させることになることに留意した。

IASB は IFRS for SMEs 会計基準の適用への支援を求める提案も検討した。IASB は、適用を支援するためのさまざまな支援資料 (SMEs 固有のトレーニング・ モジュール、プレゼンテーション及びQ&Aを含む)をすでに公表していることに留意した。

IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビューを完了することに加えて、IASB は一貫した適用を引き続き支援する。IASB は各国の基準設定主体との協調が IFRS for SMEs 会計基準についての支援資料の一部の認知度を IASB が (例えば、翻訳によって) 高めるのに役立つ可能性があるかどうかもさらに検討する。

6 2022 年 7 月現在、IFRS for SMEs 会計基準(IASB が公表したもの又は若干の修正を加えたもの)は 87 の法域で許容又は要求されており、さらに 10 の法域で検討中である。

[「]IFRS for SMEs 会計基準の P16 項においては、「IASB は、定期的に、ただし、おおよそ 3 年に一度を超えない頻度で、包括的な公開草案の公表により IFRS for SMEs 会計基準の修正を提案する予定で ある。」と述べている。

4. デジタル財務報告

何に関するものなのか

IASB は財務情報のデジタル利用を支援している (IFRS 会計タクソノミの開発及び維持管理を含む)。

現在の焦点レベル: 5%

フィードバック

多数のコメント提出者がデジタル財務報告に対する現在の焦点レベルについてコメントした。彼らは、IASB はそうした報告に対する現在の焦点レベルを増大させるべきであると述べた。これらのコメント提出者の大多数は、テクノロジー全般の使用の増大もあって、デジタル財務報告は資本市場にとっての重要度が増しつつあると述べた。少数のコメント提出者は IASB がより多く行うべき作業の種類を明示した。我々は、これらの提案を3つの戦略的な作業要素にグループ分けした。

- 会計基準―コメント提出者は IASB が次のようにすべきであると述べた。
 - デジタル財務報告に対するアプローチが財務諸表利用者のニーズに対応することを確保する。
 - 財務情報のデジタル形式での報告を容易にするために基準設定の変更が必要かどうかを調査する。
- IFRS 会計タクソノミーコメント提出者は IASB が次のようにすべきであると述べた。
 - 利用者のニーズをよりよく満たすための IFRS 会計タクソノミの改善を検討する。
 - IFRS 会計タクソノミの適用を支援するために設例を提供する。
 - IFRS 会計タクソノミに広範囲の法域からの一般的な報告実務を含める。
- デジタル・エコシステム—コメント提出者は IASB が次のようにすべきであると述べた。
 - IFRS 会計タクソノミの採用を増加させるために規制当局及び基準設定主体との対話を強化する。
 - パートナーを識別し、彼らと協力して高品質で比較可能な情報にデジタル形式で容易にアクセスできるように金融市場を進展させる(それが IASB の業務 の範囲に含まれるならば)。

4. デジタル財務報告

フィードバック (続き)

少数のコメント提出者は IASB が現在の焦点レベルを不変とすることを提案した。彼らは次のように述べた。

- IASB はデジタル形式で報告される情報の品質を改善し IFRS 会計タクソノミの一貫した適用をさらに支援するための効率的な解決策を探すべきであるが、 IASB は他の優先事項を考えると現在の焦点レベルを増大させるべきではない。
- IASB は、既存の取組みと重複させるのではなく、他の機関との連携によって(又は他の機関の作業を補完することによって)シナジーを最大化することを図るべきである。
- デジタル化はますます重要になっているが、IASBの焦点又は専門性の主要な領域ではない。

極少数のコメント提出者は、デジタル財務報告を IASB にとって高い優先度とすべきではないと述べた。こうしたコメント提出者の見解では、他の機関の方がこの領域における専門性が高く、IASB はむしろ他の活動に焦点を当てるべきである。

IASB の対応

IASB は、より多くの焦点をデジタル財務報告に当てるべきであると述べた多数のコメント提出者に同意した。IASB は次の理由で現在の焦点レベルを少し増大させることを決定した。

- 財務報告のデジタル利用が増加し続けている。
- IFRS 会計タクソノミの使用は増加しているが、採用に対する不整合なアプローチやデータの質の問題を含む課題により、報告される情報の有用性、品質、アクセスのしやすさ及び比較可能性を損なう可能性がある。
- デジタル報告に関しての IASB と ISSB の連携を支援するために、いくつかのリソースが必要となる可能性がある。

現在の焦点レベルを少し増大させることによって、IASB はデジタル財務情報の有用性、品質、アクセスのしやすさ及び比較可能性を改善することを図っている。 そのために、IASB は次のことを計画している。

● 会計基準についてのデジタル財務情報の利用の増大の含意を検討する。これは歴史的には、どれだけ多くの情報を紙ベース又は PDF ベースの形式で表示し開示することができるのかに基づいている。

(続き)

4 デジタル財務報告

IASB の対応(続き)

- 例えば、次のことによって IFRS 会計タクソノミを引き続き改善する。
 - 新規の又は修正後の要求事項を反映するように IFRS 会計タクソノミを更新する。
 - 会計基準を適用する際に企業が実務において一般的に開示している情報(会計基準又は付属資料において明示されていない)を反映するように IFRS 会計 タクソノミを更新する。
 - IFRS 会計タクソノミを使用する企業、規制当局等を支援するために教育的資料を公表する。
 - 誤謬及び不必要な拡張の原因を識別し解消する。
- 例えば、規制当局と協力して IFRS 会計タクソノミの採用を支援すること及び作成者と協力して IFRS 会計タクソノミの適用における品質の高い成果を支援 することによって、デジタル・エコシステムにおけるパートナーとさらに対話する。
- 例えば、次のことを行うために ISSB と協力する。
 - IFRS 会計タクソノミ及び開発される予定の IFRS サステナビリティ開示タクソノミについての一貫したアプローチ及び概念を開発する。
 - 一企業が両方のタクソノミを継ぎ目なしに使用できるように、技術上の互換性を開発する。
 - デジタル報告書の利用を促進するために、共同してデジタル報告エコシステムに関与する。

5. 会計基準の理解可能性及びアクセスのしやすさ

何に関するものなのか

IASB は現在、例えば、次のことによって財務報告の要求事項の理解可能性に焦点を当てている。

- 明確な会計基準書の文案作成。IASBは編集・翻訳チームと外部レビュアーの関与を通じてこれを行っている。
- 支援資料の作成(スナップショット、プロジェクト・サマリー、フィードバック・ステートメント、IASBメンバーによる執筆記事など)

IASB は現在、例えば、次のことによって会計基準及び支援資料のアクセスのしやすさに焦点を当てている。

- 注釈及び相互参照付きの会計基準
- 委員会のアジェンダ決定の2年ごとの編集

現在の焦点レベル: 5%

フィードバック

理解可能性及びアクセスのしやすさに関してコメントした回答者の大多数は、IASB はこの活動に対する現在の焦点レベルを増大させるべきであると述べた。彼らの見解では、会計基準は複雑性が高く理解可能性が低くなりつつあるからである。彼らのうちの少数は、IASB がより多くのことを行うべき作業の種類を明示した。これには次のことが含まれている。

- 文案作成の方法を改善することによる会計基準の明確性の向上
- 会計基準のアクセスのしやすさと検索のしやすさを改善する方法の探求
- 不必要な複雑性のある領域を識別し対処するための包括的プロジェクトの開始
- より多くの支援資料(教育的資料及びアジェンダ決定など)の公表

少数のコメント提出者は、IASB は現在の焦点レベルを不変とすべきであると述べた。少数のコメント提出者は、現在のリソースの配分は適切であり、IASB が財務報告の適時で高品質な改善を提供することを可能にしてきたと述べた。少数の他の人々は、理解可能性及びアクセスのしやすさを改善するための活動は IASB の作業のすべての側面に影響を与えるものであり、こうしたタスクが別個の活動として識別されている理由が不明確であると述べた。

利用者を代表するある団体は、財務報告の要求事項の理解可能性を改善するための活動が作成者のニーズに焦点を当てていて、投資者にとって利用可能な情報の減少を生じさせる可能性があるという懸念を示した。

5. 会計基準の理解可能性及びアクセスのしやすさ

IASB の対応

利害関係者のフィードバックを考慮して、IASB は次のようにするために現在の焦点レベルを少し増大させることを決定した。

- 現在の活動を継続する(会計基準の理解可能性を改善する新たな方法の識別を含む)。IASBは、会計基準の理解可能性をリサーチするための一部の各国の基 準設定主体及び他の専門家団体による取組みを評価している。このリサーチからの発見事項及び提言は、価値のある洞察を提供し、IASB が会計基準及び会計 基準の修正の文案作成を行う際の思考に情報を与える可能性がある。
- 会計基準及び支援資料のアクセスのしやすさを改善する。これは今回のアジェンダ協議に対するコメント提出者が指摘したいくつかの財務報告の論点に対処 するのに役立つ可能性がある。
- ISSBとの連携を支援する。IASBと ISSBとの考えられる連携の領域には次のものが含まれる。
 - 一 文案作成に関連した事項(2つの基準セットにおける一貫した文案作成及び用語を確保するため)
 - 一 アクセスのしやすさ(例えば、アクセスのしやすさを改善し2つの基準セットと関連資料の間の関連付けを強調するためのテクノロジーの使用による)

IASBは、会計基準における不必要な複雑性のある領域に包括的に対処すべきであるという少数のコメント提出者からの提案を検討した。しかし、IASBの見解で は、こうした領域の識別及び対処は包括的なプロジェクトして行うのではなく論点ごとに行うのが最も効果的であろう。包括的なプロジェクトは、完了させるた めに多大な時間とリソースが必要となり、利害関係者の対応能力を制約する可能性がある。

IASBは、財務報告の要求事項の理解可能性を改善するための活動は会計基準の一貫した適用を支援するという少数のコメント提出者の見解に同意した。理解可能 性及びアクセスのしやすさに対する焦点レベルを少し増大させることによって、IASB は財務報告の要求事項の一般的な理解を利害関係者が獲得するのを助ける ことを図っており、これは一貫した適用をさらに支援することになる。

IASB は、財務報告の要求事項の理解可能性を高めるため、より多くの支援資料を公表すべきであるという少数のコメント提出者が行った提案を検討した。IASB は、支援資料は利害関係者が IASB の要求事項をよりよく理解するのに役立つ可能性があることに同意している。しかし、支援資料を開発するにあたり、IASB は 要求事項の理解可能性を改善するガイダンスの提供と会計基準の原則ベースの性質を損なわないこととの適切なバランスを維持する必要がある。

IASB は会計基準をすべての利害関係者に理解可能にするよう努めている。IASB は、活動に取り組むにあたり、例えば、不必要な複雑性を低減させて企業による 会計基準の適用がより単純明快となるようにすることによって、理解可能性に焦点を当てており、それにより投資者に提供される情報の質が改善される。

6. 利害関係者との対話

何に関するものなのか

IASB は、高品質な要求事項の開発を支援し会計基準の受入可能性を促進するために利害関係者と対話している。

現在の焦点レベル: 20%-25%

フィードバック

この活動に関してコメントしたコメント提出者の多数は、利害関係者との対話は IASB の作業の重要な一部であると述べたが、IASB の現在の焦点レベルの変更は 提案しなかった。極少数のコメント提出者は、いくつかのプロジェクトに関しての利害関係者との対話には ISSB との協調が必要となる場合があると述べた。

少数のコメント提出者は、IASB は利害関係者との対話に対する現在の焦点レベルを増大させるべきであると述べ、IASB がより多くのことを行うべき作業の種類 を明示した。例えば、次のものである。

- デジタルとの親和性の高いアプローチの使用(今回のアジェンダ協議で使用したオンライン・アンケートなど)
- 標準的な回答テンプレートの使用(情報要請「IFRS for SMEs 会計基準の包括的レビュー」について使用したものなど)
- 新興市場からの基準設定プロセスへの参加の促進及び公的説明責任のない会社との対話のレベルの増大

極少数のコメント提出者は、IASBは、利害関係者との対話に対する全体的な焦点レベルを増大させずに、より多くの焦点を一部の種類の利害関係者に当てるべき であると述べた。

少数のコメント提出者は、IASBは利害関係者との対話に対する現在の焦点レベルを減少させるべきであると提案し、次のように述べた。

- デジタル・プラットフォームの使用は効率性と節減をもたらし、他の優先度の高い領域にリソースを向けることができる。
- IASB は、この領域における活動の一部を各国の基準設定主体などの利害関係者にアウトソーシングすることを検討することによって、シナジーを識別し最 大化することを図るべきである。

(続き)

6. 利害関係者との対話

IASB の対応

フィードバックに合わせて、IASBは、利害関係者との対話に対する現在の焦点レベルは広範囲の利害関係者(利用者及び作成者を含む)から IASBの提案に対す る高品質のフィードバックを得るために適切であると判断した。IASB は、ISSB と共同で利害関係者と対話するための若干の対応能力を必要とする可能性がある というコメント提出者の見解に同意している。しかし、IASBは、これは利害関係者との対話に対する現在の焦点レベルを増大させずに達成できると考えている。 具体的には、新たな会計基準書及び大規模修正に対する現在の焦点レベルを少し減少させ、テクノロジーの使用を拡大することで、利害関係者との対話の活動を ISSBと協調させるための対応能力が IASB に提供されるはずである。したがって、IASB は現在の焦点レベルを不変とすることを決定した。

IASB と ISSB は、両者の利害関係者との対話の活動を協調させて、次のようにすることが見込まれる。

- 考えられるシナジー(例えば、共同で追求される活動に関しての利害関係者との共同アウトリーチ会合の機会)を識別する。
- 利害関係者の負担が多数のアウトリーチ会合の要請で過剰になることを防ぐ。

IASB は利害関係者と協議する方法を改善することに絶えず努めている。IASB は常に自らの協議に対して幅広い利害関係者のフィードバックを受け取ることを望 んでおり、コメントレターの提出者の中で代表される度合いが低い傾向のある利害関係者グループとの対話を拡大し深めるためのさまざまな方策を検討している。 IASBは、コメント提出者が提案しているいくつかの種類の作業(例えば、テクノロジーの使用や各国の基準設定主体との協力)が、全体的な焦点レベルを増大さ せずに利害関係者との対話を拡大するのに役立つ可能性があることに同意している。

IASBは各国の基準設定主体との大きなパートナーシップを有しており、特に利害関係者との対話に関して、これらの関係を深め拡大することを図るであろう。

❷ 潜在的プロジェクトの優先順位を評価するための規準

背 景

情報要請は、IASB は作業計画に含める候補となる潜在的プロジェクトを主と して当該プロジェクトが投資者のニーズを満たすかどうかによって評価する が、提案されたプロジェクトから生じる新規の又は修正後の要求事項を適用す るにあたり企業に生じるであろうコストを考慮に入れると説明した。

情報要請は、IASBが潜在的プロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを 決定するのを支援するための7つの規準も提案した。

- 投資者にとっての当該事項の重要度
- 企業が財務報告書においてその種類の取引又は活動を報告する方法に何 か欠陥があるかどうか
- 当該事項が影響を与える可能性の高い企業の種類(当該事項が一部の法 域で他の法域よりも一般性が高いかどうかを含む)
- 当該事項がどのくらい普及しているか又は企業によってどのくらい重大 カン
- その潜在的プロジェクトの作業計画上の他のプロジェクトとの相互関係
- その潜在的プロジェクト及び解決策の複雑性及び実行可能性
- その潜在的プロジェクトを適時に進捗させるための IASB 及び利害関係 者の対応能力

コメント提出者への質問

IASBは利害関係者に次のことを質問した。

- IASB は正しい規準を識別しているか。
- IASB は他の規準を考慮すべきか。

IASB はこの質問に対してのフィードバックについて 2021 年 11 月の会議で 議論した(当該会議についてのアジェンダ・ペーパー参照)。

潜在的プロジェクトの優先順位を評価するための規準

フィードバック

このトピックに関してコメントしたほとんどすべての回答者が、IASBが提案した規準に同意した。彼らのうちの多数は、当該規準はバランスが取れており適切で あるとも述べ、懸念を示さなかった。少数のコメント提出者は、IASB は追加的な規準を検討すべきであると提案した。こうしたコメント提出者は次のように述べ た。

- IASB が当該規準をどのようにウェイト付けし、個々のプロジェクトにどのように適用するのかを理解したいと考えている。
- IASB は当該規準をランク付けするか、又は基本的な規準と副次的な規準に分解するかすべきである。

少数のコメント提出者は、IASB は提案している規準のすべてを「ハンドブック」に含めるべきであると提案した。極少数の他のコメント提出者は、提案された規 準と「ハンドブック」に示されている基準との関連性を IASB が明確化することを提案した(41ページ参照)。

IASB の対応

2021 年 12 月の会議で、IASB は情報要請で提案した規準に変更を加えないことを決定した。IASB は当該規準が潜在的プロジェクトを分析するための一貫した基 礎を提供する諸要因のセットを構成していることに留意した。この諸要因のセットの目的は、IASB が作業計画にどのプロジェクトを追加するのかの決定に役立つ ことである。この諸要因のセットはIASBの思考のための情報を提供するが、チェックリストではなく、機械的に又は単独で使用することはできない。すなわち、 最終的には、IASB はどのプロジェクトを作業計画に追加するのかを決定するために判断を使用する必要がある。IASB は、ある規準の相対的な重要度はその潜在 的プロジェクトを巡る状況によって異なる可能性が高いと考えた。

IASB はまた、コメント提出者が提案した追加的な諸要因は提案した規準ですでにカバーされていると結論を下した。したがって、IASB は、提案した規準のリス トへの追加は必要ないと決定した。

IASB は、「ハンドブック」は IASB がアジェンダ協議を実施するための要求事項を示しているが、IASB の作業計画に追加される可能性のあるプロジェクトの評 価規準は定めていないことに留意した。したがって、IASB は評価規準を各アジェンダ協議の状況に適合させることができる。「ハンドブック」は、不適切な規準 を選択する可能性があるという利害関係者の潜在的な懸念に対処するために、評価規準について協議することを IASB に要求している。IFRS 財団のデュー・プロ セスに関してのすべてのコメントが、評議員会のデュー・プロセス監督委員会と共有されている。

IASBは、当該規準を使用して、コメント提出者が提案した潜在的プロジェクトの優先度を評価した(潜在的プロジェクトに関してのフィードバックに対する IASB の対応については26ページから33ページ参照)。

3 2022 年から 2026 年についての IASB の作業計画に追加すべき新たなプロジェクト

む 黒

今回のアジェンダ協議の目的の 1 つは、どの財務報告上の論点を IASB が優 先して 2022 年から 2026 年の新たなプロジェクトとして作業計画に追加すべ きかについて利害関係者の意見を集めることであった。

利害関係者がフィードバックを提供するのに役立てるため、情報要請の付録 B は、アジェンダ協議の準備をした際に実施したアウトリーチの間に IASB に 提案された22の潜在的プロジェクトを記述していた。また、少数の利害関係 者が提案した財務報告上の論点も列挙した。これらの論点は詳細には記述して いない(情報要請の付録C)

コメント提出者への質問

IASB は利害関係者に下記に対してのフィードバックを求めた。

- 記載された潜在的プロジェクトの優先度(高、中、低)
- IASB が作業計画に追加すべき他の潜在的プロジェクト

情報要請に記載された潜在的プロジェクト

- 借入コスト
- 気候関連リスク(財務諸表におけ 従業員給付 る)
- コモディティ取引
- 暗号通貨及び関連取引
- 非継続事業及び処分グループ

- 割引率
- 費用一棚卸資産及び売上原価
- 外国通貨
- 継続企業
- 政府補助金
- 法人所得税

- インフレーション
- 無形資産
- 期中財務報告
- マイナス金利
- 事業セグメント
- その他の包括利益
- 排出物価格設定メカニズム

- 個別財務諸表
- キャッシュ・フロー計算書及び関 連事項
- 変動対価及び条件付対価

へ プロジェクトの説明についてはプロジェクトの題名をクリック

このセクションでは下記について議論している。

- 背景情報―対応能力の指標(24ページ)
- 優先プロジェクトに関してのコメント提出者からのフィードバック(25-26ページ)
- 潜在的プロジェクトの優先順位付けに対する IASB のアプローチ (26 ページ)
- フィードバックに対する IASB の対応 (26-33 ページ)

背景情報—対応能力の指標

IASB は、2022 年から 2026 年の作業計画に財務報 告上の論点を追加するための対応能力が限定的であ る。対応能力の一部は下記のために要求される。

- 現在の作業計画にあるプロジェクトについて の作業を継続するため (34-35 ページ参照)
- 今回のアジェンダ協議の後に生じる可能性が ある緊急性のある論点に対応するため

IASB は対応能力についての他の課題も検討した。 次のものである。

● 多くの利害関係者は IASB に、協議に対応した り会計基準の変更を導入したりするための対 応能力は限定的となると述べた。

- 少数のコメント提出者は、IASB は新たなプロ ジェクトの作業計画への追加に関して現実的 であるべきだと述べた。現在の作業計画、IASB のリソースの制約、利害関係者のリソースの制 約、生じつつあるか又は緊急の論点への対応能 力を維持する必要があるからである。
- 先順位付けに対する IASB のアプローチ及び ISSB との連携が対応能力に与える影響 (36-40) ページ参照)は、IASB が作業計画に追加でき る新たなプロジェクトの数に影響を与える。

これらの要因のすべてを考慮して、IASB は、2022 年から 2026 年の期間において、作業計画に次のい ずれかを追加できるであろう。

- 2件の大規模プロジェクト
- 3件から4件の中規模プロジェクト
- 4件から5件の小規模プロジェクト
- ★・中・小規模プロジェクトの同等の組合せ

IASB はこれらの見積りの正確性に関する不確実性 を承知している。その不確実性は次の理由で生じる。

- プロジェクト日程の予定と実際が異なり得る。
- 緊急性のあるプロジェクトの数及び内容の見 積りと実際が異なり得る。
- IASB と ISSB との連携が IASB と利害関係者 の対応能力に与える影響が進展しつつある。
- IASB と利害関係者の対応能力に対しての実施 中及び実施予定の適用後レビューから生じる 後続プロジェクトの数と内容が不明である。

この不確実性に対応するため、IASB は潜在的プロ ジェクトの予備リストを作成した(31-32ページ)。 予備リストには、追加の対応能力が利用可能となる 場合に作業計画に追加し得る2つのプロジェクトが 含まれている。潜在的プロジェクトの予備リストの 作成は、IASB の利害関係者が活動をより適切に計 画するのに役立つ可能性がある(例えば、リサーチ・ トピックの識別に役立つことによって)。

優先プロジェクトに関してのコメント提出者からのフィードバック

表 1—情報要請の付録 B に記載された潜在的プロジェクトに対するフィードバックの要約

潜在的プロジェクト ⁸	フィードバックの要約
● 気候関連リスク(財務諸表における)● 暗号通貨及び関連取引● 無形資産	大多数のコメント提出者がこれらのプロジェクトを優先度高と評価した。
● 継続企業● 排出物価格設定メカニズム● キャッシュ・フロー計算書及び関連事項	多数のコメント提出者がこれらのプロジェクトを優先度高と評価した。
事継続事業及び処分グループ割引率法人所得税その他の包括利益変動対価及び条件付対価	受け取ったコメントは分かれている。それぞれ少数のコメント提出者は、これらのプロジェクトを優先度高、優先度中、優先度低と評価した。
 ● 借入コスト ● コモディティ取引 ● 従業員給付 ● 費用一棚卸資産及び売上原価 ● 外国通貨 ● 政府補助金 ● マイナス金利 ● 個別財務諸表 	多数のコメント提出者がこれらのプロジェクトを優先度低と評価した。
● 事業セグメント	多数の利用者がこのプロジェクトを優先度高と評価した。しかし、利用者以外の多数のコメント提出者はこの プロジェクトを優先度低と評価した。
● インフレーション● 期中財務報告	大多数のコメント提出者がこれらのプロジェクトを優先度低と評価した。

8 各欄のプロジェクトはアルファベット順に列挙している。

コメント提出者は約70の潜在的プロジェクトについてコメント又は提案を行った。

表 1 は、情報要請の付録 B に記載された潜在的プロジェクトに対するフィードバックを要約している。

付録では、コメント提出者が提案した広範囲の他の潜在的プロジェクトを列挙している。すべてのケースで、これらの潜在的プロジェクトは1名又は極少数のコ メント提出者のみが提案したものである。

IASB は潜在的プロジェクトに対するフィードバックについて 2021 年 11 月の会議で議論した %

IASB は潜在的プロジェクトをどのように優先順位付けしたか

IASBは、潜在的プロジェクトの優先順位を評価するための規準(21-22ページ 参照) 及びこれらのプロジェクトに関してのコメント提出者からのフィードバッ クに基づいて評価した。

2022 年 3 月の会議で IASB は、2022 年 4 月の会議で議論するための 7 つの潜 在的プロジェクトをリストアップすることを決定した。

- 財務諸表における気候関連リスク
- 暗号通貨及び関連取引
- 継続企業の開示
- 無形資産
- 事業セグメント
- 排出物価格設定メカニズム
- キャッシュ・フロー計算書及び関連事項 ¹⁰

フィードバックに対する IASB の対応

2022 年 4 月の会議で IASB は、リストアップした 7 つのプロジェクトをさらに 検討し、次のことを決定した。

- リサーチ・プロジェクト・パイプラインに2つのプロジェクトを追加する。
 - ― 無形資産(27-28ページ)
 - キャッシュ・フロー計算書及び関連事項(28-29ページ)
- 維持管理プロジェクト・パイプラインに、財務諸表における気候関連リスク についてのプロジェクトを追加する(29-30ページ)。
- 2つのプロジェクトを予備リストに含める。
 - 事業セグメント (31ページ)
 - 排出物価格設定メカニズム(31-32 ページ)
- ▼記についてのプロジェクトは作業計画に追加しない。
 - 一 暗号通貨及び関連取引 (32 ページ)
 - 継続企業の開示 (33 ページ) ¹¹

^{9 2021} 年 11 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパー参照

^{10 2022} 年 3 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパー参照

^{11 2022} 年 4 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパー参照

リサーチ・プロジェクト・パイプライン

リサーチ・プロジェクト・パイプラインの中のプ ロジェクトは、新たな会計基準書又は会計基準の 大規模修正の開発を伴う(リサーチ及び基準設定 プロジェクト)。

IASB は、短期的にはリサーチ及び基準設定プロ ジェクトのためのリソースの大半又は全部が下 記に配分されることになると予想している。

- 現在の作業計画にあるプロジェクトについ ての作業の継続 — 2022 年 2 月の会議で IASB は、現在の作業計画にあるプロジェク トの優先順位の見直しはせず、それらについ ての作業を継続することを決定した(34-35 ページ参照)。
- IFRS 第 9 号 「金融商品」、IFRS 第 15 号 「顧 客との契約から生じる収益」及び IFRS 第16 号「リース」の所用の適用後レビューの実施

したがって、IASB は2つのリサーチ・パイプラ イン・プロジェクト (無形資産並びにキャッシュ・ フロー計算書及び関連事項) についての作業を直 ちには開始しない可能性がある。両方のプロジェ クとも大規模で複雑となる可能性が高いので、今 後5年以内には完了しないであろう。

無形資産

IASB は IAS 第 38 号を包括的にレビューするプロ ジェクトをリサーチ・パイプラインに追加した。

IASB はどのように規準を適用したのか

情報要請に対するコメント提出者の大多数は、この プロジェクトについてコメントし、その大多数が優 先度高と評価した。フィードバックでは、無形資産 についてのプロジェクトが財務諸表利用者にとって 重要であることが示された。すなわち、この潜在的 プロジェクトについてコメントした利用者の多数が 優先度高と評価した。

利害関係者は無形資産の報告における欠陥を強調し た。少数の基準設定主体及び他の専門家団体がこう した欠陥の証拠を発見したという指摘もあった。コ メント提出者が指摘した事項は IAS 第 38 号のすべ ての側面に関連しており、範囲、認識及び測定の要 求事項(取得した無形資産と自己創設の無形資産と の会計処理の相違を含む)、並びに無形資産に関して 開示を要求している情報の適切性が含まれる。

コメント提出者が指摘した事項(サービスとしての ソフトウェア (SaaS) 契約の会計処理など) は幅広 い影響がある。多くの法域で多くの企業に影響を与 えるからである。また、無形資産は価値の創出にお いてますます重要となってきた。フィードバックで は、これらの事項は特に未認識の無形資産に関する 開示に関して相対的に重大であることも示された。

IASB は、IAS 第 38 号の包括的なレビューは IASB 及び利害関係者にとって大規模で複雑なプロジェク トとなるであろうことを認識している。こうした大 規模なプロジェクトの管理可能性を高め、より適時 な進捗を可能にするため、このプロジェクトに段階 的に取り組むことが考えられる。例えば、そうした 段階は次のことで構成される場合がある。

- 拡充した開示要求の開発(未認識の無形資産に 関する開示を含む)
- 一部の認識済みの無形資産(投資目的で保有す る無形資産又は売買する無形資産(例えば、暗 号通貨) を含む) を IAS 第38号の範囲に残す べきか、他の会計基準の範囲に含めるべきかを 検討するための IAS 第38号の範囲のレビュー

リサーチ・プロジェクト・パイプライン (続き)

- IAS 第 38 号における無形資産の定義及び認識 規準のレビュー
- IAS 第 38 号の範囲に含まれる無形資産につい ての測定の要求事項のレビュー (どのような場 合に再評価モデルが認められるのかに関する 規準を含む)

しかし、プロジェクトの各段階が異なる形で範囲分 けされたり異なる順序で実行されたりする場合があ る。例えば、開示要求を最初に検討するのではなく、 本プロジェクトは IAS 第38号における無形資産の 定義及び認識規準のレビューで開始することが考え られる。これらの事項は、リサーチ・プロジェクト の開始時にプロジェクト計画の一部として検討され ることになる。

IAS 第 38 号の包括的レビューは他のプロジェクト と相互関連する可能性が高い。例えば、IASBは、無 形資産についての拡充した開示要求を開発する際に、 IAS 第 38 号が経営者による説明において開示され る情報(資源及び関係に関する情報など)にどのよ うに関連するのかを検討する場合がある。IASB は また、本プロジェクトと無形の資源に関するサステ ナビリティ関連情報の開示についての ISSB の作業 との関係も考慮することが必要となるであろう。

本プロジェクトの表題は無形資産に言及しているが、 本プロジェクトにおいて考慮すべき1つの主要な論 点は、財務諸表の構成要素(無形項目に対する支出 から生じる資産及び費用)の会計処理及びそれに関 する情報の開示に限定すべきか、それとも本プロジ エクトは無形の項目をより幅広く扱うことを目指す べきなのかとなる 12。

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

IASB はキャッシュ・フロー計算書及び関連事項に ついてのプロジェクトをリサーチ・パイプラインに 追加した。そうしたプロジェクトのリサーチ・フェ ーズの一部として、IASB は本プロジェクトが IAS 第7号を包括的にレビューすることを目指すべきか より的を絞った改善を行うべきかを検討する。

キャッシュ・フロー計算書に関して考慮すべき事項 には、表示の論点(キャッシュ・フローの営業、投 資及び財務の各活動への分類など) とその他の論点 (営業債権のファクタリングや営業債務のリバー ス・ファクタリングなどの非資金変動に関する開示 の改善など)の両方が含まれる。また、本プロジェ クトは、基本財務諸表プロジェクトにおいて生じた がその範囲外であったキャッシュ・フロー計算書に 関するいくつかの論点を扱う可能性がある。

IASB はどのように規準を適用したのか

多数のコメント提出者はキャッシュ・フロー計算書 及び関連事項についてのプロジェクトを優先度高と 評価した。さらに、利用者のフィードバックでは、 利用者はそうしたプロジェクトを情報要請において 議論されたすべての潜在的プロジェクトの中で最も 優先度の高いものと考えていることが示された。

利害関係者は報告に欠陥が存在しているという見解 を表明した。しかし、コメント提出者はそうした欠 陥の性質及び範囲に関してさまざまな意見を示した。 例えば、一部のコメント提出者は、IASB は IAS 第 7 号の包括的なレビューを行うべきだと述べた。他 の少数のコメント提出者はより的を絞ったアプロー チを支持したが、より的を絞ったプロジェクトでど の論点を扱うべきかについてはさまざまな見解を示 した。例えば、IASB が現金及び現金同等物の定義を レビューすることや、前報告期間から繰り越された すべての残高について期首残高から期末残高への変 動の説明を企業に要求することを彼らは提案した。

コメント提出者が指摘した事項は、コメント提出者 が基本財務諸表であるキャッシュ・フロー計算書に 関して指摘した論点の範囲及び程度を考えると、幅 広い影響があり重大である。

論されている。

¹² 財務諸表の構成要素は「概念フレームワーク」の第4章で議

リサーチ・プロジェクト・パイプライ ン(続き)

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項についての プロジェクトは、他のいくつかのプロジェクトと相 互関連することになる。例えば、サプライヤー・フ ァイナンス契約のプロジェクトはIAS第7号のいく つかの修正に関する提案を含んでおり、非資金財務 活動に関してコメント提出者が指摘した事項に関連 している。

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項についての プロジェクトは、特にコメント提出者が指摘した事 項の範囲を考えると、大規模で複雑となる可能性が 高い。また、時には、いくつかの考えられる解決策 の実行可能性に関して疑問が生じる可能性がある。 例えば、IASB は以前に直接法の使用を要求するこ とを検討した。しかし、本プロジェクトの一部とし て、IASBは、以前の関連プロジェクトにおいて利害 関係者が指摘した帳簿記録の困難が技術的進展でど の程度まで緩和されるのかを検討する可能性がある。

維持管理プロジェクト・パイプライ

財務諸表における気候関連リスク

維持管理プロジェクト・パイプラインにおけるプロ ジェクトは、会計基準の維持管理及び一貫した適用 の支援を伴っている(維持管理及び一貫した適用の プロジェクト)。リサーチ・パイプライン・プロジェ クト(通常、識別された問題点を解決するために新 たな会計基準書又は会計基準の大規模修正を必要と する)とは異なり、維持管理プロジェクト・パイプ ラインは、財務報告の要求事項の改善又は欠陥の是 正のための相対的に狭い範囲の修正しか必要としな い場合がある。そうしたプロジェクトは、新たな会 計基準書又は会計基準の大規模修正を開発するため のプロジェクトよりも迅速に実施できる場合が多い。

今回のアジェンダ協議において、利害関係者は次の ものがある可能性があると考えた。

- 気候関連リスクへの会計基準の不整合な適用
- 財務諸表における気候関連リスクに関しての 不十分な情報の開示

当該フィードバックに対応して、IASB は財務諸表 における気候関連リスクの会計処理についてのプロ ジェクトを維持管理プロジェクト・パイプラインに 追加した。この狭い範囲のプロジェクトは次のこと を行う。

- 不整合な適用及び不十分な情報に関しての利 害関係者の懸念の原因を調査する。
- IFRS 財団の 「気候関連事項が財務諸表に与え る影響」についての教育的資料及び ISSB の気 候関連開示に関しての将来のサステナビリテ ィ開示基準が、これらの懸念への対処に役立つ かどうかを調査する ¹³。IASB は、アジェンダ 協議のコメント期間が ISSB の創設の発表前に 終了していたことに留意した。
- 狭い範囲の対応が必要かどうか、また、その場 合、どのような対応が必要となる可能性がある のかを検討する。しかし、財務諸表において気 候関連リスクを会計処理するための具体的な 要求事項の開発が含まれる可能性は低い。それ を開発する場合、会計基準の開発に対しての IASB の原則ベースのアプローチの便益を損な う可能性があるからである。

¹³ 教育的資料「気候関連事項が財務諸表に与える影響」につい ては下記を参照。

維持管理プロジェクト・パイプライン (続き)

IASB はどのように規準を適用したのか

フィードバックでは、気候関連リスクの国際的な性 質から、コメント提出者が指摘した事項が多くの法 域に影響を与えている(又は影響を与えると予想さ れている) ことが示されている。また、フィードバ ックでは、財務諸表における気候関連リスクのプロ ジェクトが財務諸表利用者にとって重要であること も示されている。すなわち、多数の利用者が優先度 高と評価し、ほとんどすべての利用者が優先度高又 は優先度中と評価した。

しかし、コメント提出者が識別した財務報告の欠陥 の基礎にある原因及びそうした欠陥を検討しそれに 対処する最善の方法に関して疑問がある。

フィードバックでは、コメント提出者が指摘した事 項は幅広い影響がある(又はそうなると予想される) ことが示されている。その幅広さは、気候関連リス クの幅広い性質とこうしたリスクが企業の財務諸表 の多くの側面に影響を与える可能性の両方から生じ ている。また、フィードバックでは、多くの種類の 会社が影響を受けている(又は受けると予想されて いる)ことも示されている。しかし、一部の種類の 会社が他よりも多く影響を受ける可能性が高い。温 室効果ガスの排出に寄与しているため事業モデルの 変化に晒される可能性がある産業(例えば、エネル

ギー産業や重工業)や、気候変動の影響を大きく受 ける可能性が高い産業(例えば、農業、漁業、銀行 及び保険など)に属する会社などである。

フィードバックでは、コメント提出者が指摘した事 項が深刻である(又はそうなると予想される)こと が示されている。この深刻さは、気候関連リスクの 影響が幅広いこと及びこうしたリスクの影響が増大 すると予想されることにより生じている。

財務諸表における気候関連リスクについてのプロジ ェクトは、IASB の他の提案のいくつかと相互関連 する可能性が高い。例えば、のれんと減損のプロジ ェクトは、特に、IAS 第 36 号「資産の減損」におけ る減損テストの変更の可能性を検討しており、情報 要請では、使用価値を測定する際に使用するキャッ シュ・フロー予測についての IAS 第 36 号の要求事 項の修正の可能性について議論していた。

会計基準の要求事項と ISSB が気候関連財務情報及 び関連情報に関して開発する予定の要求事項とのコ ネクションの重要さを考えると、IASB はこのトピ ックについてのあらゆる作業を ISSB と協調するこ とが必要となる。IASB のプロジェクトは気候関連 リスクが財務諸表に与える影響に焦点を当てること となる。IASB は公開草案「気候関連開示」における ISSB の提案が、気候関連のリスク及び機会に固有 の開示要求を示していることに留意しているが、両 審議会は一貫した用語及び両立可能な要求事項を開 発するために協力する必要がある。

予備リスト

IASB は、追加的な対応能力が利用可能となる場 合に、作業計画に追加し得るプロジェクトの予備 リストを作成した。

予備リストは2つのプロジェクトで構成される。

- 事業セグメント
- 排出物価格設定メカニズム

評価規準(21-22ページ参照)の適用後、これら のプロジェクトは両方とも優先度高と識別され た。しかし、IASBは、これらはプロジェクト・ パイプラインに追加した3つのプロジェクトと同 じ程度まで規準を満たしているわけではないと 結論を下した。

作業計画に追加されるとした場合、両方のプロジ エクトともリサーチ・フェーズが必要であり、そ こでは IASB は、基準設定プロジェクトを開始す るかどうかを検討する前に、解決すべき問題点に 関する証拠をさらに収集し、実行可能な解決策を 評価することになる。

事業セグメント

多数の利用者がこのプロジェクトを優先度高と評価 した。しかし、利用者以外では、多数のコメント提 出者が事業セグメントについてのプロジェクトを優 先度低と評価した。

作業計画に追加されるとした場合、そうしたプロジ エクトは、企業の事業セグメントを決定するために マネジメント・アプローチを使用するかどうかの再 検討はしないであろう。IFRS 第8号「事業セグメ ント」のそのような根本的な変更を検討する明確な 根拠はないように思われる。その代わりに、事業セ グメントについてのプロジェクトの目的は、下記に ついてのリサーチを行うこととなるであろう。

- 企業が提供するセグメント情報の粒度に関す る利用者の懸念の根底にある原因
- 企業の事業セグメントを決定するためにマネ ジメント・アプローチを使用するかどうかの再 検討を行わずに導入することができると考え られる解決策の実行可能性(作成者にとっての コストを含む)

事業セグメントについてのリサーチ・プロジェクト には、コメント提出者が指摘した事項と IASB が以 前に検討した事項との類似点及び相違点、並びにこ れらの事項に対処するための IFRS 第8号の改善の 便益及びコストの分析が含まれる可能性がある 14。

排出物価格設定メカニズム

多数のコメント提出者(少数の利用者を含む)は、 排出物価格設定メカニズムについてのプロジェクト を優先度高と評価した。

作業計画に追加されるとした場合、本プロジェクト のリサーチ・フェーズにおいて IASB は次のことを 検討することが必要となるであろう。

- すべての種類の排出物価格設定メカニズムを 扱うか、一部(排出量取引スキームなど)のみ を扱うか
- トレーダー及びスキーム管理者の会計処理を 扱うか、そうしたスキームに参加することを要 求される(又は参加を選択する)企業にプロジ エクトを限定するか

¹⁴ IASB Update 2018 年 3 月—IFRS 第 8 号の改善を参照

予備リスト (続き)

IASB は以前のプロジェクトで排出物価格設定メカ ニズムをリサーチしており、以前の議論を再開する ことができる。IASBは、排出物価格設定メカニズム についての具体的な要求事項の開発は、IFRIC 第3 号「排出権」の廃止後の排出権取引スキームについ ての IASB の以前のリサーチで例証されているよう に、複雑となるであろう。しかし、IASB の考えで は、以前の作業の実施以降の進展が、排出物価格設 定メカニズムについてのプロジェクトを助けるであ ろう。また、各国の基準設定主体が開発するガイダ ンスが IASB の作業に情報を与える可能性がある。

排出物価格設定メカニズムについてのプロジェクト は、ISSBの作業と相互関係がある可能性が高い。し かし、そうした相互関係は、主として排出物価格設 定メカニズムに関する開示に関するものであろう (例えば、企業に適用されるスキームに関する情報 が、企業が気候関連リスク及び機会に対しての企業 のエクスポージャーに関する情報を提供する際に関 連性がある場合がある)。IASBは、排出物価格設定 メカニズムについての IASB の作業(作業計画に追 加されたとした場合)の相当量が、そうしたメカニ ズムについての新たな認識及び測定の要求事項の開 発に向けられると予想している。当該作業は、ISSB の作業との関係には関係なく、進めることができる。

作業計画に追加しなかったプロジェクト

2022 年 4 月の会議で、IASB は下記についてのプ ロジェクトを作業計画に(また、プロジェクト・ パイプラインや予備リストにも) 追加しないこと を決定した。

- 暗号通貨及び関連取引
- 継続企業の開示

両方のプロジェクトとも、作業計画への追加のた めの規準に照らすと高く評価され、単独で考えた 場合、両プロジェクトとも利点がある。しかし、 それぞれのプロジェクトを対応能力の制約の文 脈で検討した後に、IASB は他のプロジェクトの 方が優先度が高いと決定した。

暗号通貨及び関連取引

多数のコメント提出者が、暗号通貨及び関連取引の 普及度の増大を強調し、IASB がそうした項目の会 計処理についてのプロジェクトを作業計画に追加す ることを提案した。しかし、それをしないことを決 定するにあたり、IASB は次のことに留意した。

- そうした取引が多くの法域で普及しているか どうかや多くの企業の財務諸表に広範な影響 があるかどうかに関して疑問がある。
- さまざまな種類の暗号資産及び暗号負債の会 計処理を検討するためのプロジェクトは、そう した暗号資産及び暗号負債が新しい急速に進 化しているエコシステムの一部であることを 考えると、複雑となり時期尚早である可能性が ある。
- 2019 年 6 月に、委員会は暗号通貨の保有の会 計処理方法を説明するアジェンダ決定を公表 した。このアジェンダ決定において、委員会は、 IAS 第2号「棚卸資産」が通常の事業の過程で 売却目的で保有する暗号通貨に適用されると 結論を下した。IAS 第2号が適用されない場合 には、企業は暗号通貨の保有に IAS 第 38 号を 適用する。これは活発な市場において公正価値 測定を認めている 15。
- 無形資産についてのプロジェクト(27-28ペー ジ参照) は、IAS 第 38 号の範囲(暗号通貨を 範囲に残すべきかどうかを含む)をレビューす ることとなる。

¹⁵ このアジェンダ決定については下記を参照。 https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-

作業計画に追加しなかったプロジェクト(続き)

継続企業の開示

継続企業の開示についてのプロジェクトをアジェン ダに追加しないことを決定するにあたり、IASB は 次のことに留意した。

- 2010年7月と2014年7月に、委員会は継続企 業の開示に関するアジェンダ決定を公表した 16。
- 2021 年 1 月に IFRS 財団は継続企業の前提に 関する情報の開示についての教育的資料を公 表した 17。
- 継続企業の開示についてのプロジェクトの範 囲を狭く保つのが困難である可能性がある。ま た、場合によっては、考えられる解決策の実行 可能性に関して疑問が生じる可能性がある。 IASB はそうした開示が要求される場合を明確 化するためのスタッフ提案を以前に検討した が、当該提案の開発を進めないことを決定した。
- 他のプロジェクトが流動性及び支払能力に関 するより良い情報を利用者に提供する可能性 があり、企業が継続企業として継続する能力を 利用者が評価するのに役立つ可能性がある。例

えば、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項 についてのプロジェクトは、企業のキャッシ ユ・フロー及び債務についてのより良い情報を もたらす可能性がある。

コメント提出者が提案したその他のプロジ ェクト

IASBは、他の潜在的プロジェクトが、特にそれを提 案したコメント提出者にとって重要であることを承 知している。しかし、利害関係者のフィードバック 及び他の証拠を検討した後、IASB は情報要請に記 載された他のプロジェクト(25ページ参照)及び潜 在的プロジェクトについてのその他の提案(付録 C 参照)は、プロジェクト・パイプライン及び予備リ ストに追加された5つのプロジェクトと同じ程度ま で規準を満たしているわけではないと結論を下した。

IASB は次のことに留意した。

- 指摘された財務報告の論点のいくつかは、財務 諸表利用者にとって特に重要ではないと思わ れる。
- 場合によっては、報告に欠陥が存在しているか

どうかが不明確である。

- 一部の提案は、幅広い影響がないように思われ るか又は企業に対して幅広い影響がないか若 しくは重大でない財務報告の論点に関するも のである。
- 場合によっては、考えられる解決策の複雑性及 び実行可能性に関して疑問が生じる可能性が ある。
- 提案されたプロジェクトのいくつかは、より一 般的にコストが便益を上回るかどうかに関し て疑問を生じさせた。

IASB はまた、潜在的プロジェクトのいくつかは他 の方法で対処し得る財務報告の論点を伴っているこ とにも留意した。下記に関する論点などである。

- 現在の作業計画にあるプロジェクト
- 新たなプロジェクト
- サステナビリティ開示基準との両立可能性

継続的な活動の一部として、IASB は財務報告の動

^{16 「}IAS 第 1 号『財務諸表の表示』 ―継続企業の開示」 (2010 年7月公表)参照。「継続企業の評価に関する開示要求 (IAS 第 1号『財務諸表の表示』)」(2014年7月公表)も参照。

¹⁷ 教育的資料「継続企業―開示への焦点」については下記参 照。https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/news/2021/goingconcern-jan2021.pdf

向及び実務をモニターしている。また、リサーチ及 今回のアジェンダ協議の後に生じる可能性のある緊 び基準設定活動のための IASB のリソースの一部は、 急性のあるプロジェクトのために取っておく。

4 現在の作業計画についてのコメント

背 景

情報要請の質問4は、IASBの活動及び現在の作業計画についての他のコメントを回答者に求めていた。

フィードバック

少数のコメント提出者は、作業計画について全般的なコメントをした。

- 少数の人々は、IASB は新たなプロジェクトを開始する前に、すでに進行中のプロジェクトを進めるべきであると述べた。現在の作業計画にあるプロジェクト は 2015 年アジェンダ協議において利害関係者が優先事項として識別していたからである。また、「ハンドブック」で要求されているとおり、適用後レビュー について引き続き作業すべきであると述べた。
- 他の人々は、IASB は現在の作業計画にあるすべてのプロジェクトの優先度及び必要性を見直し、新規のより重要なプロジェクトにリソースを開放するため にこれらのプロジェクトのいずれかを保留するか又は中止すべきかどうかを決定すべきであると述べた。

多数のコメント提出者は、現在の作業計画にある個々のプロジェクトについてコメントした。これらのコメントの一部はこれらのプロジェクトの重要さを強調し、 IASB がそれらを適時に完了させることを促した。しかし、少数のコメント提出者は、IASB が現在の作業計画にある特定のプロジェクトを休止又は中止すること を提案した。彼らの見解は、次のいずれかの理由によるものである。

- そのプロジェクトで扱われる論点が幅広くない。
- そのプロジェクトはほとんど進捗していないか、又は財務報告の大きな改善をもたらさない可能性がある。
- そのプロジェクトは他の潜在的プロジェクトよりも優先度が低い ¹⁸。

¹⁸ 個々のプロジェクトに関する詳細なフィードバックについて は、2021 年 12 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパー参照。

(続き)

現在の作業計画についてのコメント

IASB の対応

2022 年 2 月の会議で IASB は、現在の作業計画にあるプロジェクトを引き続き進めることを決定した(ただし、返還の利用可能性(IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号 一確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」19は除く)。その理由は、

- 利害関係者は以前にこれらのプロジェクトを優先事項として識別した。
- プロジェクトの優先度の見直しは非効率な開始と中止につながる可能性がある。
- 一部のプロジェクト(適用後レビューなど)は「ハンドブック」で要求されている。
- プロジェクトのライフサイクルの中で IASB が当該プロジェクトの将来の方向性を検討する自然な時点がある。コメント提出者が休止又は中止すべきである と提案したプロジェクトの多くは、そうした時点に至っているか又はすぐに至るであろう。

プロジェクト・チームは、現在の作業計画にあるプロジェクトに関して、情報要請に対するコメント提出者からのフィードバックを他のフィードバックとの関連 で考慮するであろう。

¹⁹ このプロジェクトの経緯については、https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2022/availability-og-refund/#final-stage 参照。

⑤ その他のフィードバック

情報要請に対する回答及び他のフィードバックに基づいて、IASBは活動の全部に影響を与える3つの横断的テーマを識別した。

- ISSB との連携(36-37 ページ)
- IASB は各国の基準設定主体との協力関係を強化すべきであるという提案(38-39ページ)
- 適用後レビューにおいて識別された各事項の優先度(40ページ)

IASB は 2022 年から 2026 年についての優先度を決定する際にこれらの横断的テーマを検討した(6-20 ページ及び 23-33 ページ参照)。 このセクションでは次のことについても論じている。

- 柔軟性及び生じつつある論点(41ページ)
- デュー・プロセスに関連したコメント (41 ページ)

1. ISSBとの連携

背 黒

5ページで述べたように、2021年11月3日に評議員会は新しい基準設定審議会であるISSBの創設を発表した。情報要請はこの発表の前に公表されたので、IASB は ISSB の創設が IASB の作業にどのように影響を与えるのかについて議論していなかった。しかし、2022 年から 2026 年についての優先度に関する決定を行う にあたり、IASB は ISSB との連携が考えられる領域を識別し、そうした連携が IASB の対応能力に与える可能性の高い影響を評価した。

(続き)

1. ISSBとの連携

フィードバック

多数のコメント提出者が IASB と ISSB との考えられる連携についてコメントし、ISSB との連携は今後数年間における IASB にとっての最優先のテーマとなるで あろうと指摘した。こうしたコメント提出者の多数は、IASB はその連携を支えるための対応能力を取っておく必要があることを認識した。しかし、これらのコメ ント提出者は、連携が会計基準の改善に関しての IASB の継続的な作業に影響を与えることを認めるべきではなく、作業計画を適時に進めるために IASB が利用 可能なリソースを減少させるべきではないとも述べた。コメントした多数の回答者は、IASB は要求事項の開発に依然として焦点を当てるべきであり、業務の範囲 外の活動を行うべきではないとも述べた。IASB はフィードバックについて 2021 年 11 月の会議で議論した(詳細については アジェンダ・ペーパー参照)。

IASB の対応

5ページに記載したとおり、IASBと ISSB は補完的な基準設定及び報告を支えるために連携することを見込んでいる。IASB が ISSB のみの業務を支援すること (又はその逆) は意図していない。IFRS 財団「定款」は IASB と ISSB との意図された関係を次のことによって反映している。

- 財団の目的の一部として IFRS 基準が補完的となることを定めている。
- 2つの審議会がどれだけ効果的に協力しているのかを評価することを評議員会に要求している。
- 不整合及び矛盾を避ける両立可能な IFRS 基準を開発するために他方と協力するための手続を設定することを各審議会に要求している ²⁰。

IASB は、IASB の既存の活動とともに ISSB との連携を支えるために必要となる協調及びリソースが必要となると考えている。IASB は、連携は下記に関する作 業のための対応能力に影響を与えると予想している。

- 新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正(7-9ページ)
- デジタル財務報告(14-16ページ)
- 会計基準の理解可能性及びアクセスのしやすさ (17-18 ページ)
- 利害関係者との対話(19-20ページ)

2022 年 2 月の会議で、IASB は自らの作業と ISSB の作業とをつなげることで生じる可能性の高い影響の分析について議論した(この会議については アジェン ダ・ペーパーを参照)。

²⁰ IFRS 財団「定款」参照。

2. 各国の基準設定主体との協力関係の強化

フィードバック

少数のコメント提出者は、各国の基準設定主体との協力関係を強化することによって、IASBは対応能力の制約の一部を軽減できると指摘した。特に、少数のコメ ント提出者は IASB が次のようにすることを提案した。

- 会計基準を採用した各国の基準設定主体と協力して、会計基準を初めて適用する人々を支援する。
- 各国の基準設定主体と協力して、会計基準の一貫した適用を支援する上でより大きな役割を果たすのを助ける。これらのコメント提出者の考えでは、いくつ。 かの論点は一部の法域でのみ一般的であり、IASBが提供するガイダンスに基づいて各国の基準設定主体が効果的に対処することができる。
- SME 適用グループのリソース及び IFRS for SMEs 会計基準の使用が普及している法域における基準設定主体の専門知識を利用する。
- 新たな会計基準書の開発を(特にプロジェクトのリサーチ・フェーズにおいて)支援するために、各国の基準設定主体のリソースを利用する。
- ◆ 各国の基準設定主体とのシナジーを求めるか、又は利害関係者との対話に関する一部の活動を各国の基準設定主体に委託する。これらのコメント提出者の考 えでは、このアプローチは利用者が特定のトピックについて受ける多数の利害関係者との対話の要望をなくすか又は最小限にし、利用者の対応能力の制約を 軽減するのに役立つであろう。

IASB の対応

各国の基準設定主体は、国際的に認められる会計基準の単一セットを開発するための IASB の作業における重要なパートナーである。IASB はすでに各国の基準設 定主体との重要な協力関係(下記を含む)を有している。

- 技術的連携 ─ 各国の基準設定主体は、IASB のリサーチ及び基準設定活動に次のようにして参加している。具体的なプロジェクト(例えば、採掘活動プロジ ェクトの一部としてのリサーチ)についての作業を通じて、また、協議文書のドラフトをレビューし、デュー・プロセス文書に対してコメントし、IASB及び そのテクニカルスタッフと共同で、IASB の提案が彼らの法域の企業に与える影響をよりよく理解するために他の利害関係者と対話することによってである。
- 一貫した適用の支援 ─ 各国の基準設定主体は、会計基準の一貫した適用についての論点を IASB が識別するのを支援する。各国の基準設定主体は、委員会 に提出された論点の普及度もリサーチしている。

(続き)

2. 各国の基準設定主体との協力関係の強化

IASBの対応(続き)

- 協議グループ、諮問機関及び各国の基準設定主体の世界的コミュニティのための年次の IASB 世界会計基準設定主体会議での各国の基準設定主体の参加
- 会計基準設定主体国際フォーラム並びに地域的なグループ及びネットワーク(アジア・オセアニア基準設定主体グループなど)への IASB の参加
- 各国の基準設定主体のスタッフの IASB スタッフへの派遣

5ページに記載したとおり、現在この協力関係が IASB の 6 つの主要な活動のすべてを支えている。IASB は各国の基準設定主体を含む利害関係者が提供する支援 を評価しており、これらの関係を深め拡大することを図る。しかし、新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正に関して、IASBは、各国の基準設定主体との協 力関係の強化は次のことに焦点を当てるべきであると考えている。

- IASB の作業の品質を、例えば、フィードバックや利害関係者との対話を通じて引き続き支援する。
- 例えば、プロジェクトのリサーチ・フェーズの間に、IASB の基準設定を促進する。

しかし、IASBは、各国の基準設定主体のリソースは IASBが 2022年から 2026年の作業計画に追加できるプロジェクトの数を増加させることを可能にするもの ではないと結論を下した。その理由は、

- IASBは、各国の基準設定主体と他の利害関係者の両方の対応能力の制約(IASBと対話し、提案に対する高品質のフィードバックを提供し、そうした提案か ら生じる変更を導入する能力に影響を与える)に留意する必要がある。少数の利害関係者からのフィードバックは、2022 年から 2026 年の期間では、提案に 対してコメントし新たな要求事項を適用するための対応能力が限定的となる(特に、予想されている新たなサステナビリティ開示基準を考慮すると)ことを 示している。IASB の利害関係者の多くは ISSB の利害関係者でもあるからである。
- すでに進行中のプロジェクトは、多くのリサーチがすでに行われており、引き続き 2022 年から 2026 年の IASB の作業計画の中心となる。

しかし、長期的には、各国の基準設定主体の支援(特にプロジェクトのリサーチ・フェーズにおいて)は、プロジェクトのより早い完了を可能にし、より多くのプ ロジェクトを将来のアジェンダ協議の一部として IASB の作業計画に追加する対応能力を提供する可能性がある。

3. 適用後レビューにおいて識別された事項に対するアプローチ

フィードバック

少数のコメント提出者は、適用後レビューに関しての全般的な所見を示し、実施予定の適用後レビューについてコメントした。彼らのコメントには次のことが含 まれていた。

- IASB は会計基準の発効日のみに基づいた適用後レビューの時期に対する機械的アプローチを避けるべきである。他の少数のコメント提出者は反対の見解を 有しており、IASB は適用後レビューを予定どおりに開始するか又は遅らせる場合にはその理由を明確に説明すべきであると述べている。
- 適用後レビューは、予想されなかった適用上の課題に対処するにあたっての不必要な遅延を生じさせるべきではない。
- 移行リソース・グループは初期の適用上の論点に対処すべきである。
- IASB は適用後レビューの一部として識別された論点に対処するための後続プロジェクトに取り組むべきであるが、そうしたプロジェクトは大規模な概念上 の変更ではなく、適時の実用的な解決策を提供すべきである。
- 米国財務会計基準審議会(FASB)が実施したアウトリーチが実施予定の適用後レビューを加速する上で有用となり得るかどうかを評価するために、IASBは FASBがすでに進めている作業を考慮すべきである。

少数のコメント提出者は、利害関係者の期待を管理するにあたり、IASBが適用後レビューの目的を明確に示し適用後レビューの結果がどのようになる可能性があ るのか(例えば、適用後レビューが会計基準の変更を生じさせるという推定はないこと)をより適切に説明したならば有用となるであろうと述べた。

IASB の対応

2022 年 1 月の会議(アジェンダ・ペーパー参照)で、IASB は適用後レビューにおいて識別された事項の優先順位付けに対するアプローチ(さらにアクションを 取るべきかどうか、及びその場合にはいつ行うべきか)について議論した。

IASBは、IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューから生じた事項 にこのアプローチを適用しており(プロジェクト報告書及びフィードバック・ステートメント「IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュ ー」参照)、このアプローチを今後の適用後レビューに適用する ²¹。

2022 年 5 月(アジェンダ・ペーパー参照)と 2022 年 6 月(アジェンダ・ペーパー参照)に、IASB は評議員会のデュー・プロセス監督委員会と、適用後レビュ 一の目的、プロセス及び考えられる結果を伝える方法についても議論した。

²¹ https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/pir-10-11-12/pir-ifrs10-12-fbs-june2022.pdf 参照

4. 柔軟性及び生じつつある論点

フィードバック

多数のコメント提出者は、IASB は財務報告の優先事項の変化に対して柔軟であるべきであり、生じつつある論点に迅速に対応するための対応能力を取っておくべ きであると述べた。

IASB の対応

アジェンダ協議は IASB の作業計画を決定する主要な手段であるが、IASB は各回の協議の間に変化する状況に応じて作業計画にプロジェクトを追加するか又は 優先順位を変更することができる。例えば、IASBは 2017年から 2021年についての優先事項を決定した後に、作業計画に緊急のプロジェクトを追加した(Covid-19 に関連した賃料減免及び IBOR 改革と財務報告への影響を含む)。

IASB は今回のアジェンダ協議の後に発生する可能性のあるいくつかの緊急を要するプロジェクト(例えば、所要の適用後レビューから生じる優先度の高い後続プ ロジェクト)に取り組むための対応能力を取っておいてある。

5. デュー・プロセスに関連したコメント

フィードバック

情報要請に対する少数のコメント提出者は IASB のデュー・プロセス (特に下記に関しての) についてコメントした。

- 作業計画に追加すべき財務報告の論点の優先順位を評価するための規準案(22ページ参照)
- 適用後レビュー
- 委員会のアジェンダ決定

IASB の対応

IASB はこれらのコメントについて 2021 年 12 月(アジェンダ・ペーパー参照)と 2022 年 4 月(アジェンダ・ペーパー参照)の会議で議論した。2022 年 5 月に IASB はコメントを評議員会のデュー・プロセス監督委員会に伝えた(アジェンダ・ペーパー参照)。

付録 A

2022 年から 2026 年の IASB の作業計画に追加すべき新たなプロジェクトについての IASB の決定の図解

リサーチ・プロジェ

クト・

パイプライン

無形資産 ― このプロジェクトは IAS 第38号を包括的に見直すことを目指す。

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項 ― そのようなプロジェクトのリサー チ・フェーズの一部として、IASBは、本プロジェクトはIAS第7号を包括的に見 直すことを目指すべきか、より的を絞った改善を行うことを目指すべきかを検討 する。

維持管理プロジェクト・ パイプライン

財務諸表における気候関連リスク — このプロジェクトは、財務諸表における気 候関連リスクの会計処理に関して、狭い範囲の対応が必要となる可能性があるか どうか、また、その場合にどのような対応が必要となる可能性があるのかを検討 する。

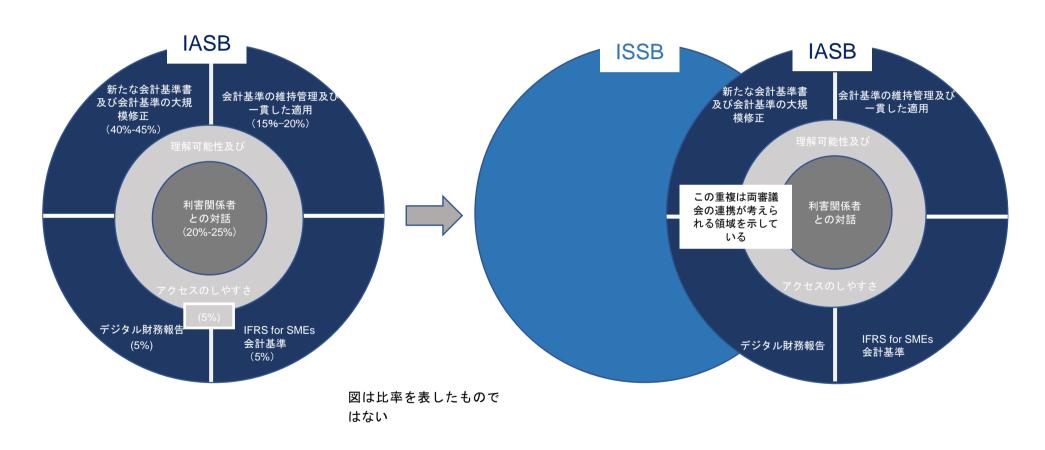
予備リスト

事業セグメント

排出物価格設定メカニズム

付録 B

主要な活動に対する IASB の現在の焦点レベル(左図)と 2022年から 2026年の IASB の活動(右図)の説明図(IASBと ISSBとの考えられる連携の領域(重な った円で表現されている4つの活動)を含む)



付録 C

潜在的プロジェクトについてのその他の提案(アルファベット順)

この付録は次の内容を含んでいる。

- 情報要請の付録 Cからの潜在的プロジェクト 22
- 採掘活動プロジェクトにおける利害関係者のフィードバックからの潜在的プロジェクト ²³
- 潜在的プロジェクトについてのその他の提案 24

提案された会計基準の修正

- 会計基準における原価の定義を一致させる。
- 投資不動産の公正価値の変動から生じる利得又は損失を純損益に表示するように IAS 第 40 号「投資不動産」の要求事項を修正する。
- 所有者としての立場での所有者との取引の会計処理を明確化する。
- IFRS 第 9 号と他の会計基準書(IAS 第 10 号「後発事象」、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」及び IFRS 第 16 号など)との相互関係を検討する。
- IFRS 第 13 号「公正価値測定」を国際評価基準とコンバージェンスさせる。
- コストなしで取得した資産について追加的な会計処理の要求事項を開発する。
- 下記についてのガイダンスを開発する。
 - IFRS 第 15 号の範囲に含まれる契約における「便宜上の解約」条項の会計処理
 - ― 非営利企業による会計基準の適用
 - 一 債権のファクタリングの報告及び開示
 - 一 コーポレート・ラッパーを通じての資産の売却
 - 共通支配下の企業結合のプロジェクトの範囲に含まれない共通支配下の企業間の取引

²² https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/third-agenda-consultation/rfi-third-agenda-consultation-2021.pdf#page=55 参照

^{23 2021} 年 11 月の IASB 会議のためのアジェンダ・ペーパー24F フィードバックの要約―潜在的プロジェクト (パート 3) の第 6 項(b)参照

^{24 2021} 年 11 月の IASB 会議のためのアジェンダ・ペーパー24E フィードバックの要約―潜在的プロジェクト (パート 2) 参照

付録 C (続き)

提案された会計基準の修正 (続き)

- 基本財務諸表に表示された科目に基づく財務比率の標準化された開示を開発する。
- 重大な判断及び見積りについての IAS 第1号「財務諸表の表示」における開示要求を改善する。
- IFRS for SMEs 会計基準から移行する会社に対して IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」における追加的な免除を設ける。
- 持分変動計算書についての IAS 第1号における要求が過剰である場合には削除する。
- IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における見積りの定義の一層の改善についてリサーチする。
- IFRS 第 16 号を US GAAP との合致を検討するためにレビューする。
- IFRS 第2号を具体的な論点に対処するか又はこの会計基準のより幅広いレビューを実施するためにレビューする。
- 古い会計基準を要求事項のアップデートが必要かどうかを検討するためにレビューする。
- IFRS 第9号におけるヘッジ会計の要求事項の下記に対する適用をレビューする。
 - 銀行以外の会社による動的リスク管理及び金利リスク以外のリスクについての動的リスク管理
 - 物価上昇リスクのヘッジ
 - 保険契約
- IFRS 第 10 号における連結に対するアプローチをレビューする。
- IAS 第24号「関連当事者についての開示」における開示要求をレビューする。

付録 C (続き)

提案された会計基準の修正(続き)

- ▼記における要求事項をレビューする、
 - IAS 第16号「有形固定資産」(鉱物並びに石油及びガスの開発及び生産に使用される資産の減価償却に関して)
 - IAS 第 33 号「1株当たり利益」
 - IAS 第 36 号
 - IAS 第 41 号「農業」
 - IFRS 第 3 号「企業結合」
 - ─ IFRS 第9号(予想信用損失から生じた金額に関するより詳細な定量的情報及び定性的情報を提供するため)
- 稼得利益に含まれる発生主義で計上した項目のうち取引以外で生じた項目の財務諸表利用者にとっての有用性を明確化するためのリサーチ・プロジェクトを 開始する。

拡充した開示要求を開発する提案

- 人的資本に関して
- 経営者報酬に関して
- 非支配持分及び関連会社に関して
- Covid-19 パンデミックの管理についての方針及び支出に関して
- 重要性を決定するにあたり使用するプロセスに関して
- 債券保有者及び持分保有者に関して
- 外部監査人に支払った報酬に関して
- リスク要因の報告に関して
- 国際的な鑑定者を使用して連結財務諸表に含めた子会社、共同支配企業及び関連会社の識別を可能にするため

付録 C (続き)

その他の提案

- 気候関連リスクに加え、環境・社会・ガバナンス(ESG)リスクのより幅広いスペクトラムを検討するとともに、ESG情報の間のコネクションを検討する。
- 再生可能資源及びバイオ燃料についてのガイダンスを開発する。
- 会社による富の創出及び分配を示すための付加価値計算書についての要求事項を開発する。
- 重要性の定義の修正についての適用後レビューを実施する。
- 公正価値測定の要求事項の影響についての適用後レビューを実施する。
- 「概念フレームワーク」について追加的な作業を実施する。

リサーチ・プロジェクト

- 共通支配下の企業結合
- 持分法
- 採掘活動
- のれんと減損
- IFRS 第 9 号の適用後レビ ュー 一 分類及び測定
- IFRS 第 9 号の適用後レビ ュー — 減損

IASB リサーチ・プロジェクト・ パイプライン

- 償却原価測定
- 無形資産
- キャッシュ・フロー計算書 及び関連事項

基準設定プロジェクト

- 開示に関する取組み ― 公的説明責任のない子会 社:開示
- 開示に関する取組み ― 的を絞った基準レベルの 開示のレビュー
- 動的リスク管理
- 資本の特徴を有する金融 商品
- 経営者による説明
- 基本財務諸表
- 料金規制対象活動
- IFRS for SMEs 会計基 準の第2次包括レビュー

適用上の疑問点

- 金融資産の決済として電子 振替で受け取る現金(IFRS 第9号)
- 貸手によるリース料の放棄 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第16号)
- 多通貨の保険契約グループ (IFRS 第 17 号及び IAS 第 21号)
- 特別買収目的会社 (SPAC): 取得時のワラン トの会計処理



解釈指針委員会 パイプライン

維持管理プロジェクト

- 金融資産の契約上のキャッ シュ・フローの特性(IFRS 第9号の修正)
- 交換可能性の欠如(IAS 第 21 号の修正)
- セール・アンド・リースバ ックにおけるリース負債
- 特約条項付きの非流動負債 (IAS 第 1 号の修正)
- 引当金 的を絞った修正
- サプライヤー・ファイナン ス契約



IASB 維持管理プロジェクト・パイプ ライン

- 財務諸表における気候関連リス
- 単一資産企業における資産のセ ール・アンド・リースバック (IFRS 第 10 号及び IFRS 第 16号)

重要な情報

このフィードバック・ステートメントは、IFRS 財団のスタッフが利害関係者の便宜のために編集したものである。この文書の中での見解は、この文書を作成し たスタッフの見解であり、IASB の見解又は意見ではなく、いかなる意味でも権威あるものと考えるべきではない。このフィードバック・ステートメントの内容 は助言を構成するものではない。

利害関係者の便宜のため、IFRS 財団のスタッフは、2022 年から 2026 年の IASB の技術的優先事項を要約したスナップショットも編集した。スナップショット はここからアクセスできる。

IASB の現在の作業計画はここからアクセスできる。

常に最新情報を

直近の進展状況を常に入手し、電子メール・アラートにサインアップするには、我々の ウェブサイト にアクセスされたい。

コピーライト © 2022 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載:複製及び使用の権利は厳しく制限されている。本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機 械的その他の方法(現在知られているものも今後発明されるものも)であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面 による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、'IAS®', 'IASB® ', IASB® ロゴ, 'IFRC®', 'IFRS® ロゴ, 'IFRS for SMEs®', IFRS for SMEs® ロゴ, 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®' 及び 'SIC®' がある。当財団の商標についてのより詳細な 情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社(会社番号:FC023235)として活動し、主たる事 務所をロンドンに置いている。